

教習指導員・技能検定員の制度概要

普通免許等取得の流れ
(指定教習所の場合)



教習指導員とは・・・

- 運転免許を取得しようとする者に対して自動車の運転に関する技能及び知識について教習を行う者
- 21歳以上であることが必要

技能検定員とは・・・

- 指定教習所における教習を終了した者に対する技能検定を行い、合否を判断する者
- みなし公務員とされている
- 25歳以上であることが必要

※ 技能検定に合格した者は、運転免許試験における技能試験を免除されることとなっている。

教習指導員審査

審査の種別		教 習 指 導 員 審 査					
審査項目		技 能			知 識		
審査内容等	審査細目	転必教 技要習 能な指 自導 動員 車と のし 運て	教技 習能 の教 技習 能に 必要 な	教学 習科 の教 技習 能に 必要 な	す自て教 る動い則 知車るの 識の事内 運項容 転そと にのな 関他つ	のす自 知る動 識法車 令教 に習 つ所 いに て関	て必教 の要習 知な指 識教導 育員 にと つして いて
	審査方法	技能試験に 準ずる	実技又は面接		論文式、択一式、補完式 又は正誤式の筆記		面接又は 論文
	合格基準	85%以上	80%以上		論文式85%以上 その他95%以上	80%以上	

平成26年中の合格者・・・4294人／受審者7452人(合格率:約57.6%)

技能検定員審査

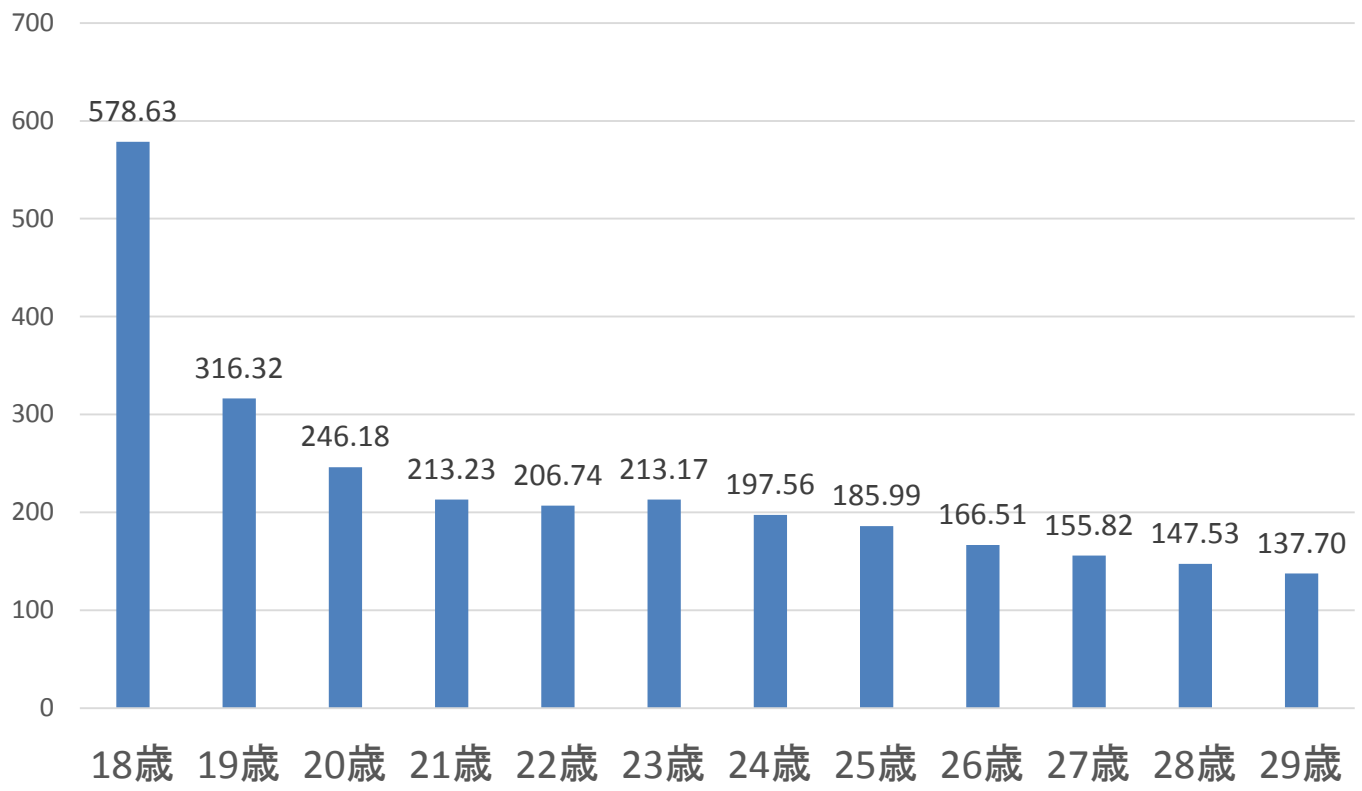
審査の種別		技 能 検 定 員 審 査					
審査項目		技 能			知 識		
審査内容等	審査細目	転必技 技要能 能な検 自定 動員 車と のし 運て	採に自 点関動 のす車 技るの 能観運 察転 及技 び能	て教 い則 るの 事内 項容 とな っ	のす自 知る動 識法車 令教 に習 つ所 いに て関	関技 す能 る検 知定 知識の 実施に	るの自 知評動 識価車 方の運 法に転 関技 す能
	審査方法	技能試験に 準ずる	実技	論文式、択一式、補完式 又は正誤式の筆記		面接又は論文	
	合格基準	90%以上	95%以上	論文式85%以上 その他95%以上		95%以上	

平成26年中の合格者・・・3049人／受審者5188人(合格率:約58.8%)

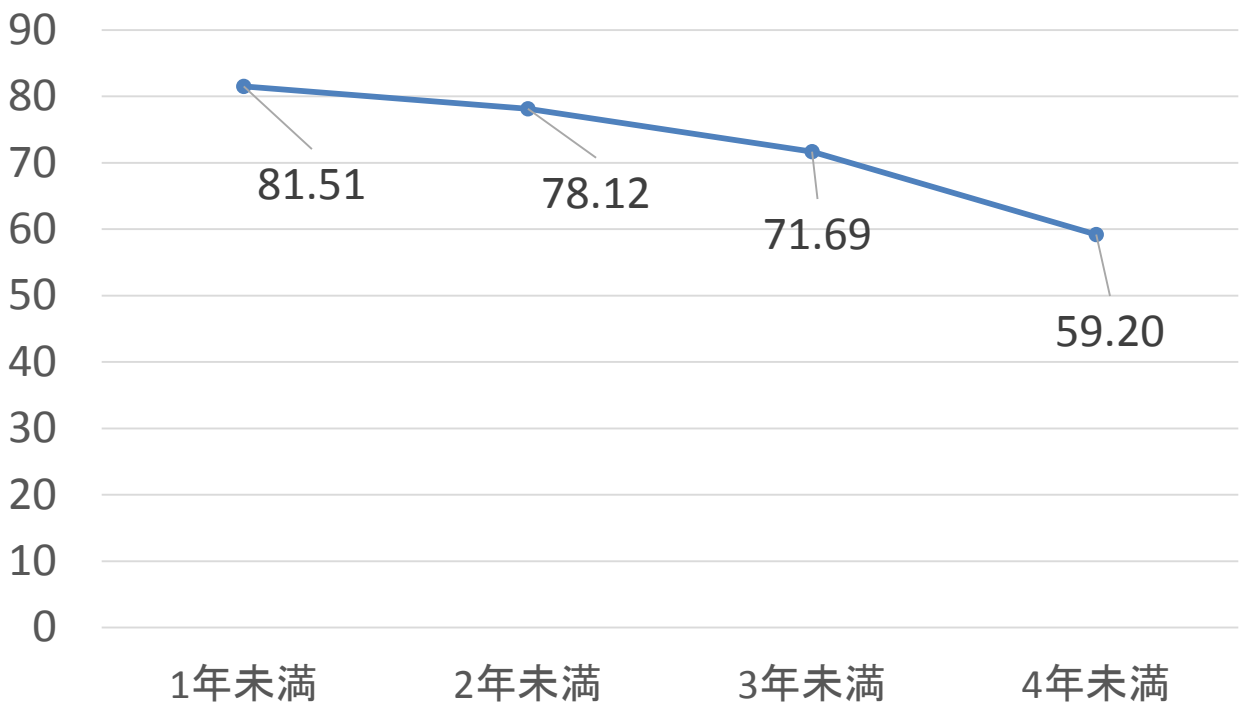
公安委員会の行う運転免許試験における技能試験官の要件

- 巡査部長以上の階級にある警察官又はこれに相当する警察職員
- 25歳以上であること
- 普通免許等の保有期間が3年以上であること
- 自動車の運転に必要な技能・知識に加え、評価・採点に関する訓練を合計680時間以上受けていること

年齢別自動車運転免許保有者1万人当たりの交通事故件数



普通免許経験年数別普通免許保有者1万人当たりの普通自動車運転時の交通事故件数



○ 道路交通法(昭和35年法律第105号)

(第二種免許)

第86条 次の表の上欄に掲げる自動車で旅客自動車であるものを旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転しようとする者は、当該自動車の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第二種免許を受けなければならない。

自動車の種類	第二種免許の種類
大型自動車	大型第二種免許
中型自動車	中型第二種免許
普通自動車	普通第二種免許
大型特殊自動車	大型特殊第二種免許

2~6 (略)

(受験資格)

第96条 (略)

2~4 (略)

5 第二種免許の運転免許試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 牽けん引第二種免許以外の第二種免許の運転免許試験については、21歳以上の者で、大型免許、中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間(…)が通算して3年(…)以上のもの

二・三(略)

6 (略)

(自動車教習所)

第98条 自動車教習所(免許を受けようとする者に対し、自動車の運転に関する技能及び知識について教習を行う施設をいう。以下同じ。)を設置し、又は管理する者は、当該自動車教習所において行う自動車の運転に関する教習の水準の維持向上に努めなければならない。

2 自動車教習所を設置し、又は管理する者は、内閣府令で定めるところにより、当該自動車教習所の所在地を管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を届け出ることができる。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 自動車教習所の名称及び所在地
- 三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3~5 (略)

(指定自動車教習所の指定)

第99条 公安委員会は、前条第2項の規定による届出をした自動車教習所のうち、一定の種類
の免許(…)を受けようとする者に対し自動車の運転に関する技能及び知識について教習を行う
ものであつて当該免許に係る教習について職員、設備等に関する次に掲げる基準に適合する
ものを、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき、指定自動車教習所と
して指定することができる。

- 一 政令で定める要件を備えた当該自動車教習所を管理する者が置かれていること。
- 二 次条第4項の技能検定員資格者証の交付を受けており、同条第1項の規定により技能検
定員として選任されることとなる職員が置かれていること。
- 三 第99条の3第4項の教習指導員資格者証の交付を受けており、同条第1項の規定により教
習指導員として選任されることとなる職員が置かれていること。
- 四 自動車の運転に関する技能及び知識の教習並びに技能検定(…)のための設備が政令で
定める基準に適合していること。
- 五 当該自動車教習所の運営が政令で定める基準に適合していること。

2 (略)

(技能検定員)

第99条の2 指定自動車教習所を管理する者は、技能検定を行わせるため、技能検定員を選任
しなければならない。

- 2 第4項の技能検定員資格者証の交付を受けていない者は、技能検定員となることができな
い。
- 3 技能検定員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみ
なす。
- 4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定員資格者証を交付す
る。
 - 一 次のいずれかに該当する者
 - イ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより技能検定に関する技能及び知
識に関して行う審査に合格した者
 - ロ 自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であつて国家公安委
員会が指定するものを修了した者
 - ハ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより技能検定に関しイ又はロに掲げ
る者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者

二 次のいずれにも該当しない者

イ 25歳未満の者

ロ 過去3年以内に第99条の5第5項に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為をした者

ハ 第117条の2の2第11号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者

ニ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪又はこの法律に規定する罪(第117条の2の2第11号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者

ホ 次項第2号又は第3号に該当して同項の規定により技能検定員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して3年を経過していない者

5・6 (略)

(教習指導員)

第99条の3 指定自動車教習所を管理する者は、自動車の運転に関する技能及び知識の教習を行わせるため、教習指導員を選任しなければならない。

2 第4項の教習指導員資格者証の交付を受けていない者は、教習指導員となることができない。

3 指定自動車教習所を管理する者は、自動車の運転に関する技能又は知識の教習を、教習指導員以外の者に行わせてはならない。

4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、教習指導員資格者証を交付する。

一 次のいずれかに該当する者

イ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査に合格した者

ロ 自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であつて国家公安委員会が指定するものを修了した者

ハ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関しイ又はロに掲げる者と同等以上の技能及び知識があると認める者

二 次のいずれにも該当しない者

イ 21歳未満の者

ロ 次項において準用する前条第5項第2号又は第3号に該当して次項において準用する同条第5項の規定により教習指導員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して3年を経過していない者

ハ 前条第4項第2号ロからニまでのいずれかに該当する者

5 (略)

○ 道路運送法(昭和26年法律第183号)

(運転者の制限)

第25条 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。

○ 旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令(昭和31年政令第256号)

…旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者に関する同法第25条…の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 21歳以上であること。

二 普通自動車、四輪の小型自動車、三輪の自動車又はけん引自動車である大型特殊自動車の運転の経験…の期間が通算して3年以上…であること。

三 運転する事業用自動車の種類に係る道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていないこと。